

業務概要

1 背景

本市では、平成25年から容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）に基づきプラスチック製容器包装の分別収集を実施してきたが、令和4（2022）年4月に施行されたプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック資源循環法」という。）を受け、プラスチック製容器包装に加えてプラスチック製品を一括して回収し、再商品化を行う「プラスチック資源一括回収」を実施することにより、3Rの推進、さらには焼却に伴う温室効果ガスの発生を大きく減らしていくこととした。

一括回収を進めるにあたり、プラスチック製容器包装とプラスチック製品を合わせてプラスチック資源と呼称することを決定し、令和6年度の川崎区を皮切りに令和7年度に中原区・幸区で回収を始め、令和8年度には全市での回収を開始した。回収したプラスチック資源は、これまでプラスチック製容器包装の処理を担っていた浮島処理センター資源化処理施設を利用したプラスチック資源循環法第32条に基づく、容器包装リサイクル法に規定する指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下「容リ協」という。）に委託し、再商品化を行う「容リ協ルート」を活用しつつ、令和7年度からプラスチック資源循環法第33条に基づき、リサイクル事業者と連携して国の認定を受けることで再商品化を行う「大臣認定ルート」を併せて活用し、プラスチック資源の分別収集、再商品化の取組を進めている。

2 要旨

令和7年度から実施してきた「大臣認定ルート」の再商品化計画期限が令和9年度末であることから、令和10年度から令和12年度の次期計画期間において、本市が受託者と連携して「大臣認定ルート」における再商品化計画を作成して国の認定を受けることで、再商品化計画に基づいて受託者が選別等の中間処理及び再商品化を行うものである。

3 契約日及び履行期間

(1) 契約期間：契約日から令和13年3月31日まで

(2) 履行期間：令和10年4月1日から令和13年3月31日まで

※本市が受託者との連携に係る再商品化計画を作成して国へ認定申請を行い、国からの認定取得後に契約となります。

4 収集予定量

川崎市全市でのプラスチック資源収集予定量は表－1のとおり。

表－1 年間収集予定量

	令和10年度	令和11年度	令和12年度
搬入予定量	16,642 t	16,975 t	17,315 t

4 搬入予定量

表－2のとおり。

受託者の施設への搬入は、本市が幸区及び中原区内の集積場から収集したものとする。

なお、搬入予定量は、気象条件、社会的要因等により変動も考えられるが、臨機に対応するものとする。

表－２ 年間搬入予定量

	令和１０年度	令和１１年度	令和１２年度
搬入予定量	４，７００ｔ	４，７９４ｔ	４，８９０ｔ

５ 再商品化予定量

再商品化の対象は、本市が搬入した表－２のプラスチック資源及び浮島処理センター資源化処理施設で中間処理(異物除去)したプラスチックベールの合計を対象とする。

プラスチックベールは、容リ協の「令和８年度市町村からの引き取り品質ガイドライン（分別収集物）」に準拠するベールとする。

ベール寸法（mm）：１，０００×１，０００×１，０００

ベール重量（kg）：２５０～３５０

浮島処理センター資源化処理施設で作成されたプラスチックベールは、全量を受託者が運搬するものとし、ベールの量は、気象条件、社会的要因等により変動も考えられるが、臨機に対応するものとする。

プラスチック製容器包装と製品プラスチックの割合は「９４：６」とする。

なお、表－３に示す再商品化予定量は、容リ協の「令和８年度市町村からの引き取り品質ガイドライン（分別収集物）」に準拠して中間処理を実施した際に除去可能な異物を除いた量とする。なお、中間処理で除去する異物量は、事業者自ら設定して問題ないものとする。

表－３ 再商品化予定量

	令和１０年度	令和１１年度	令和１２年度
プラスチック製容器包装	１５，４５６ｔ	１５，７６５ｔ	１６，０８１ｔ
製品プラスチック	９８７ｔ	１，００６ｔ	１，０２６ｔ
合計	１６，４４３ｔ	１６，７７１ｔ	１７，１０７ｔ

５ プラスチック資源搬入実施日等

（１） 搬入方法

本市収集運搬委託事業者が、幸区及び中原区のごみ集積場から収集したごみ袋等に入ったプラスチック資源を圧縮式塵芥車（全長５，３５０mm以内、全幅：１，９５０mm以内、容積４m³以上）により、受託者の施設まで運搬し、搬入する。

（２） 搬入実施日

搬入は、正月（１月１日から３日）を除く、月曜日から土曜日とする。

年間の搬入日は、別紙１「プラスチック資源搬入日程表」のとおりとする。

（３） 搬入時間

搬入時間は、原則として８：３０から１７：１５までとする。ただし、天候や道路状況等により最終搬入が遅れる場合は、最終搬入車両の受入まで対応するものとする。

なお、年始（１月８日から１０日）は例年収集量が多く、通常より搬入台数も多く、かつ搬入時間が遅くなることが想定されるが、臨機に受入対応するものとする。

(4) 搬入予定台数

24台/日（幸区4台、中原区8台が原則1日2回搬入する）

6 プラスチック製品の基準

プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引き（令和4年1月環境省）に基づき、原材料の全部又は大部分がプラスチックであるプラスチック製品で、一辺の長さが50cm未満の文具類、玩具、収納用品、風呂・洗面用具、台所用品等とし、洗濯ばさみ等の金属が一部使用されているものも対象とする。

7 業務内容等

(1) 計量及び受入

- ア 受託者施設内の計量法の基準に適合した計量器により、分別収集物（プラスチック資源）の重量を計量（計量の最小単位は10キログラム）し、記録するものとする。
- イ 収集車両が安全に荷下ろしできるような措置を講じるものとする。
- ウ 荷下ろしされた搬入物について、選別を行うまで適切に貯留するものとする。なお、貯留は本市収集運搬委託業者が搬入したプラスチック資源と他都市や民間事業者から搬入されたプラスチックが混在しないよう、管理するものとする。

(2) 運搬及び受入

- ア 浮島処理センター資源化処理施設で作成されたバールを運搬し、受託者施設に搬入するものとする。運搬したバールは計量法の基準に適合した計量器により、計量（計量の最小単位は10キログラム）し、個数と重量を記録するものとする。
- イ 搬入したバールについて、選別を行うまで適切に貯留するものとする。
なお、貯留は他都市や民間事業者から搬入されたプラスチックが混在しないよう、管理するものとする。

(3) 中間処理・保管

- ア 全ての工程において、本市収集運搬委託業者が搬入したプラスチック資源と他都市や民間事業者から搬入されたプラスチックが混同することがないように、投入量、処理量等の管理を行うものとする。
- イ 機械選別や手選別により、プラスチックと異物に選別するものとする。
- ウ リチウムイオン蓄電池が混入していた場合、手選別や磁選機等で取り除くものとする。
- エ 分別収集物の再商品化を他の事業所で行う場合、必要に応じて圧縮梱包するなど飛散しないように保管し、行先ごとに管理するものとする。
- オ 異物については、可燃物、不燃物に分けて保管するものとする。
- カ 再商品化実施者に引き渡す基準に適合するプラスチック（プラスチック資源のうち、再商品化が可能なもの）の重量を計測し、記録するものとする。

(4) 再商品化

- ア 再商品化計画に基づく物質収支に基づき、再商品化（ケミカルリサイクル又はマテリアルリサイクル）を行うものとする。
- イ 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に係る再商品化計画の認定申請の手引き」に基づく再商品化手法ごとの収率基準及び品質基準を満足するものとする。

ウ 全ての工程において本市と他都市の基準適合プラスチックが混同することがないように、投入量の管理等を行うものとする。

エ 再商品化を行った製品を再商品化製品利用事業者へ販売するものとする。

(5) 異物及び残渣の処理

ア 中間処理工程で発生した異物のうち、可燃物は原則本市浮島処理センターで焼却処理することから、受託者が同センターまで運搬するものとする。

なお、この際の搬入手数料は不要とする。

イ 中間処理工程で発生した異物のうち、不燃物は原則受託者の責任で処理を行うものとする。

ウ 再商品化工程で発生した残渣については、原則受託者の責任で処理を行うものとする。

(6) その他

ア 現地確認

本市が受託者によるプラスチック資源の再商品化が適正に実施されていることを確認するために1年に1回程度実施する現地確認に立ち会うものとする。

イ 品質検査

(ア) 分別収集物（プラスチック資源）の品質調査（組成調査）

本市及び容リ協立ち会いのもと、本市が搬入した分別収集物の品質検査を実施するものとする。

なお、検査に使用するサンプル抽出については、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に係る再商品化計画の認定申請の手引き」に従うものとする。

(イ) 再商品化製品の品質検査

本市が実施する品質検査（再商品化計画別紙3「再商品化製品の品質を確保するための措置」に基づき、本市が実施）に立ち会うものとする。

ウ 研修

本市収集運搬委託事業者が受託者の施設へ円滑に搬入が出来るよう、必要に応じて履行開始前までに荷下ろし場所や場内の走行経路等について、説明会を兼ねた研修を実施するものとする。

8 施設の稼働停止に伴う対応

受託者施設が定期補修等の計画停止や設備トラブル等の計画外停止における稼働停止時においても、一時保管場所を確保し、全量受入を行うものとする。

また、再商品化する施設の稼働停止時も円滑な再商品化ができるよう、連携する再商品化事業者は常時確保しておくものとする。

9 再商品化費用等の支払

業務委託料は原則毎月毎の支払いとし、次の合計額とする。

(1) 中間処理費用

当該月における本市収集運搬委託事業者が搬入したプラスチック資源の量に、1kgあたりの処理単価を乗じて得た金額

(2) 再商品化費用

ア 再商品化費用については、本市が①プラスチック製容器包装は小規模事業者負担分、②プラスチック製品は全負担分を受託者に支払うものとする。

なお、プラスチック製容器包装の特定事業者負担分は、容リ協から受託者に支払われるものとする。

イ 費用の算出方法は、それぞれ次のとおりとする。

なお、処理量は、全体の処理量に分別収集物の組成調査（７（６）イ（ア））により得られたそれぞれの比率を乗じて算出するものとする。

① プラスチック製容器包装の再商品化費用

プラスチック製容器包装の再商品化単価×再商品化投入量×小規模事業者負担分

② プラスチック製品の再商品化費用

プラスチック製品の再商品化単価×再商品化投入量

(3) 消費税

上記(1)(2)で得られた費用の合計に消費税率を乗じた金額を当該月の業務委託料とする。

(4) 再商品化費用の支払い条件

再商品化における収率や製品品質基準が未達となった月の再商品化手法の費用については、容リ協の支払いが留保されることから、再商品化手法に係る本市の支払いは、容リ協の留保解除と合わせて行うものとする。